

## 傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望する方は、受付締切までにオンラインで申し込んでください。
- (2) 傍聴の受付は先着順とし、定員になり次第終了します。

### 2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意思等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものは、携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話又は騒ぎ立てる等、会議進行の妨害となる行為はしないこと。
- (4) 会議の写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、事前に協議会等の会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序維持

- (1) 上記2の他、傍聴される方は係員の指示に従ってください。  
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場いただくことがあります。
- (3) 会議中、秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。